

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第30号	
事故等種類	運航不能（推進器障害）	
発生日時	平成22年11月22日 23時30分ごろ	
発生場所	東京都鳥島東方海域 東京都八丈町所在の八丈島灯台から真方位129° 218海里付近 （概位 北緯30° 46′ 東経143° 08′）	
事故等調査の経過	平成23年2月18日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十一 ^{りゅうき} 龍生丸、19トン 282-15940高知、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士 機関長、六級海技士（機関）	
死傷者	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか7人が乗り組み、鳥島東方海域において、まぐろはえ縄漁の操業中、平成22年11月22日23時30分ごろ、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機を再始動し、クラッチを入れたものの、再び主機が停止したため、主機及びプロペラを点検したところ、プロペラ軸に縄や支綱（以下「縄類」という。）が巻き付いているのを認めた。</p> <p>本船は、プロペラ軸に巻き付いた縄類を全て取り除くことができなかつたため、その状態で帰航することとし、主機を始動して帰航を開始したが主機が停止して航行を継続できなかつたため、海上保安庁へ救助を要請し、曳船にえい航されて帰航した。</p>	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 2 海象：波高 約2m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、鳥島東方海域において操業中、プロペラ軸に縄類を巻き込んだことから、主機が停止し、運航不能になったものと考えられる。 船長は、縄類の方向に気付かなかつた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、鳥島東方海域において操業中、プロペラ軸に縄類を巻き込んだため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。	